

香芝市監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和8年7月9日

香芝市監査委員 近 藤 洋
香芝市監査委員 下 村 佳 史

<対象：総務部 課税課>

- 1 監査実施年月日 令和7年10月27日
- 2 監査結果報告年月日 令和8年1月6日
- 3 措置状況通知 令和8年6月29日香課税第48号

定期監査要望事項	措置結果	措置内容
委託業務について、再委託に関する事項等契約時における不適切な手続が確認されたことから、今後は、特に再委託承認に係る書類の提出など適正な契約の履行を実施されたい。	措置済	再委託に係る承認依頼等を適切な時期に行うよう、当該委託業務の相手方に指導を行った。 なお、現在契約を締結している各業務において、再委託が必要なものについては既に承認手続を完了している。
時間外勤務については、まず課内人員において平準化を図るとともに、現行人員では業務の質を維持し難い場合には、人事所管課と綿密な協議により人員を確保しつつ、より正確で遺漏のない課税業務を執行されたい。	措置済	人事課と協議し、令和8年1月1日付け人事異動において新規採用職員1名が配属された。